

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

共済組合提出用
(2枚中1枚目)

公立学校共済組合広島支部長 様

(退職日以降の日付とする)

※共済組合記入欄

組合員氏名	申 出 日	令和 年 月 日
	退職時の組合員等番号	

任意継続組合員等番号					
X					

1 任意継続組合員となることの申出について

私は、退職日の前日までに引き続いて1年以上組合員期間があるため、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望します。

組合員について	カナ						性別	男 ・ 女	生年月日	昭和 平成 年 月 日 (歳)	
	氏名										
	住所	〒 -					電話番号	() -			
	退職日	令和 年 月 日	被扶養者	☐	退職日時点で被扶養者がいる ⇒ 「2 被扶養者について」を記入						
資格確認書	●退職後、医療機関を受診する際は、マイナ保険証を提示してください。 ●マイナ保険証を所持していない等、右記のいずれかの事由に該当し、資格確認書が必要な場合は、必ず下欄に○を記入してください。 ●マイナ保険証に任意継続組合員の資格が反映する時期や、資格確認書の送付時期は、この申出書を共済組合が受理した日より決定します。					※退職日の翌日以降に新たに被扶養者認定を希望する場合は、「被扶養者申告書」等の提出が必要です。					
	☐ 右記の事由に該当するため、資格確認書の発行が必要です。					資格確認書の発行は、次の事由に該当する場合に限りです。 ●マイナナンバーカードを取得していない者、マイナナンバーカードの返納者 ●マイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者 ●マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者 ●マイナナンバーカードを紛失した者、更新中の者 ●マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者					
掛金について	希望する掛金払込方法に○を記入してください。①～③の口座振替を選択した場合は、掛金振替口座・給付金口座（広島銀行の本人名義の口座に限る。）を記入し、右欄に金融機関確認印を受けてください。 ※ ①・②の方法については、掛金前納割引が適用されます。割引額等は、【任意継続掛金早見表】を参照してください。										
	☐	①口座振替(年1回)	掛金振替口座	金融機関	広島銀行			0	1	6	9
	☐	②口座振替(年2回)	掛金振替口座	金融機関				支店コード			
	☐	③口座振替(毎月)	掛金振替口座	科目	普	口座番号					
☐	④毎月払込通知書（やむを得ない場合のみ）※振込手数料は組合員負担となります。										
				金融機関使用欄	確認事項		金融機関確認印押印欄				
						1 金融機関名		金融機関確認印押印欄			
						2 店舗名		金融機関確認印押印欄			
						3 口座番号		金融機関確認印押印欄			
						4 届出印		金融機関確認印押印欄			

2 被扶養者について(退職時に認定されている被扶養者をすべて記入する必要があります。)

私は、退職時に被扶養者認定していた次の者について、退職日の翌日以降の認定を次のとおり希望します。

	被扶養者氏名	続柄	退職日の翌日以降も、被扶養者認定の継続を希望するか否か（希望する場合、資格確認書の要否を記入）		共済 ✓欄
1			☐	継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐
2			☐	継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐
3			☐	継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐
4			☐	継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐
5			☐	継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐

- ※ 表に記入のない被扶養者については、継続認定の上、資格確認書を送付しない取扱いとなりますので、記入漏れのないよう、すべての被扶養者について記入してください。
- ※ 希望により継続認定された場合でも、被扶養者の要件を満たさない場合は、要件を満たさなくなった日に遡って取消の手続きが必要となります。
- ※ 被扶養者認定を継続しない場合、退職日の翌日で、被扶養者資格を喪失します。資格喪失証明書が必要な場合は、退職時に所属が共済組合に提出する「組合員資格喪失報告書」により、必要であることを申し出てください。

3 退職時の所属所記入欄

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日
(退職日以降の日付とする)

所 属 所 名										
所 属 所 コー ド										
所 属 所 長 氏 名										
電 話 番 号										

所属所
受付印
押印欄

所属所で受け付けた日で
受付印を押印してください。

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

指定金融機関（広島銀行）御中

私は、公立学校共済組合広島支部に支払うべき任意継続組合員の掛金を、私名義の下記預金口座から口座振替によって支払うこととしたいので、「預金口座振替規定」を確認の上依頼します。

(広島銀行に書類を提出する日付とする)

ご依頼人 (預金者名)		申出日	令和 年 月 日
----------------	--	-----	----------

1枚目に記入したものと同一掛金振替口座を下記に記入し、金融機関届出印を押印する。
訂正を行う場合は、訂正箇所を二重線で抹消して金融機関届出印を押印し、余白に訂正事項を記入する。

掛金 口座 振替	カナ								
	口座 名義								
	金融 機関	広島銀行			0	1	6	9	
	本支 店名				支店 コード				
	科目	普	口座 番号						

金融 機関 届出 印	お届け印	

振替日	原則22日（4月のみ19日）[金融機関休業日の場合は翌営業日] ただし、年度末退職者の初回口座振替日は、申出書の提出時期によって、 3月31日または4月19日、4月30日のいずれかの日とする。
振替金額	公立学校共済組合広島支部が指定する金額

【広島銀行確認事項】 1 1枚目と2枚目がセットで提出されていることを確認。 2 1枚目の「掛金の払込方法」欄で、口座振替（1～3）が選択されていることを確認。 3 1枚目と2枚目の氏名（フリガナ）、金融機関（コード）、店名（コード）、口座番号が一致していることを確認。 4 2枚目について、預金取引があるか、記載事項等相違がないか、印鑑相違がないか確認。 5 1～4に不備がなければ、1枚目の「金融機関確認印欄」に確認印を押印し、1枚目のみ申出人に返却。2枚目は貴機関で受領し、口座振替手続を実施。 6 不備がある場合は、本人にその旨を説明し、1枚目に確認印を押印せず、1枚目と2枚目を本人に返却。	金融 機関 使用 欄	(不備返却事由)		検 印
		1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 店名、預金種目、口座番号、 口座名義 3. 印鑑相違 4. その他 (備考)	印鑑照合	
			受付印	

— 預金口座振替規定 —

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり組合から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

以上

記入例

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

共済組合提出用
(2枚中1枚目)

公立学校共済組合広島支部長 様

(退職日以降の日付とする)

※共済組合記入欄

組合員氏名	公立 薫	申 出 日	令和 3 年 3 月 31 日	任意継続組合員等番号	X
		退 職 時 の 組合員等番号	7 〇 〇 〇 〇 H		

1 任意継続組合員となることの申出について

私は、退職日の前日までに引き続いて1年以上組合員期間があるため、地方公務員等共済組合より、任意継続組合員となることを希望します。

退職日以降の日付を記入

カナ	コウリツ カオル	性別	男・女	生年月日	昭和 〇 年 5 月 9 日 (61 歳)
氏名	公立 薫				平成
住所	〒 789 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇4丁目5-6 〇〇マンション A棟901	電話番号	(090) 〇〇〇〇-0000		
退職日	令和 3 年 3 月 31 日	被扶養者	〇 退職日時点で被扶養者がいる ⇒ 「2被扶養者について」を記入 〇 退職日時点で被扶養者がいない ※退職日の翌日以降に新たに被扶養者認定を希望する場合は、「被扶養者申告書」等の提出が必要です。		
資格確認書	●退職後、所屬機関を受診する際は、この保険証を提示してください。 ●マイナ保険証の発行は、次の事由に該当する場合に限りません。 ●マイナ保険証の取得していない者、マイナ保険カードの返納者 ●マイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者 ●マイナ保険カードの電子証明書の有効期限切れの者 ●マイナ保険カードを紛失した者、更新中の者 ●マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者 「資格確認書」が必要な場合は、〇を記入してください。 〇 右記の事由に該当するため、資格確認書の発行が必要です。				
掛金について	希望する掛金払込方法は、〇を記入してください。①②③の口座振替を選択した場合は、掛金振替口座を記入の上、広島銀行の確認印を受けてください。 ※ ①・②の方法 〇 ①口座振替(年1回) ②口座振替(年2回) ③口座振替(毎月) ④毎月払込通知書(やむを得ない場合のみ) ※振込手数料は組合員負担となります。				
	金融機関	金融機関確認印押印欄	金融機関確認印押印欄 確認印 〇〇〇〇〇 広島銀行		

2 被扶養者について(退職時に認定されている被扶養者をすべて記入する必要があります。)

私は、退職時に被扶養者認定していた次の者

退職日時点で被扶養者がいる場合は、退職日の翌日以降、扶養認定を継続するか否かについて、全員分記入してください。

被扶養者氏名	続柄	退職日の翌	継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要)	継続しない
1 公立 学	夫	〇	要・不要	〇
2 公立 知子	長女	〇	要・不要	〇
3 公立 恵子	二女	〇	要・不要	〇
4		〇	要・不要	〇
5		〇	要・不要	〇

※ 表に記入のない被扶養者については、継続認定の上、資格確認書を送付しない取扱いとなりますので、記入漏れのないよう、すべての被扶養者について記入してください。

※ 希望により継続認定された場合でも、被扶養者認定を継続しない場合は、退職日の翌日以降に必要となります。

※ 被扶養者認定を継続しない場合、退職日の翌日以降に必要となる場合は、退職時に所

た日に遡って取消の手续が

必要な場合は、退職時に所

3 退職時の所属所記入欄

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認

令和 3 年 3 月 31 日

(退職日以降の日付とする)

所 属 所 名	広島県立〇〇高等学校
所 属 所 コード	6 6 6 6 〇
所 属 所 長 氏 名	広島 一郎
号	082 - (666) - 〇〇〇〇

退職時の所属所で、受付印と、この欄の証明を受けてください。

- 受付印：所属所で受け付けた日付
- 証明日：退職日以降の日付

受付印を必ず押すこと！

所属所で受け付けた日付で受付印を押印してください。

申出書は、退職日から起算して20日以内に共済組合必着

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

- 1 掛金の払込方法について、口座振替（1枚目の①②③）を選択した場合は、必ず2枚目も記入してください。
 - 2 申出書は2枚とも広島銀行の窓口へ提出し、1枚目に広島銀行の証明を受けてください。
 - 3 2枚目の「預金口座振替依頼書」は広島銀行に提出してください。
- ※ 提出先は広島銀行のどの本支店でも可

義の下記預金口座
の上依頼します。

(提出する日付とする)

ご依頼人 (預金者名)	公立 薫	申出日	令和 年 3 月 10 日
----------------	------	-----	---------------

1枚目に記入したものと同一掛金振替口座を下記に記入し、金融機関届出印を押印する。
訂正を行う場合は、訂正箇所を二重線で抹消して金融機関届出印を押印し、余白に訂正事項を記入する。

掛金 口座 振替	カナ	コウリツ カオル									
	口座名義	公立 薫									
	金融機関	広島銀行				0	1	6	9		
	本支店名	●●支店				支店コード	5	6	7		
	科目	普	口座番号	1	2	3	4	■	■	■	

金融機関届出印	お届け印	公立

金融機関届出印を押印してください。

振替日	原則22日（4月のみ19日）[金融機関休業日の場合は翌営業日] 振替日は、申出書の提出時期によって、いずれかの日とする。
振替金額	1枚目に記入した口座と同じ口座を記入してください。 金額

【広島銀行確認事項】

- 1 1枚目と2枚目がセットで提出されていることを確認。
- 2 1枚目の「掛金の払込方法」欄で、口座振替（1～3）が選択されていることを確認。
- 3 1枚目と2枚目の氏名（フリガナ）、金融機関（コード）、店名（コード）、口座番号が一致していることを確認。
- 4 2枚目について、預金取引があるか、記載事項等相違がないか、印鑑相違がないか確認。
- 5 1～4に不備がなければ、1枚目の「金融機関確認印欄」に確認印を押印し、1枚目のみ申出人に返却。2枚目は貴機関で受領し、口座振替手続を実施。
- 6 不備がある場合は、本人にその旨を説明し、1枚目に確認印を押印せず、1枚目と2枚目を本人に返却。

金融機関使用欄	(不備返却事由)	検印
	1. 預金取引なし	
	2. 記載事項等相違 店名、預金種目、口座番号、 口座名義	印鑑照合
	3. 印鑑相違	
	4. その他 (備考)	受付印

— 預金口座振替規定 —

1. 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり組合から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

以上